

# ウクライナから避難されてきた方への サポート補助金のお知らせ

宮城県で生活するウクライナ避難民の方々が、安定した生活を送っていただくための日本語講座の受講費用や通訳支援サービスの利用料を助成します。

※ ミャンマーやアフガニスタンの本国情勢を踏まえた緊急措置の適用を受ける方なども含まれますので詳しくはお問合せ下さい。

## 補助内容

ウクライナ避難民等が利用した以下の利用料について、補助を受けることができます。

- ① **日本語講座の受講料**(テキスト代含む)  
**日本語学校の授業料・入学金等**
- ② **医療機関の受診や各種手続きの際に  
利用した通訳サービスの利用料等**

## 補助対象事業者

- ① 日本語教育に関する費用  
県内在住の外国人の方に日本語を教える  
**講座の運営者、県内の日本語学校**  
(オンラインの場合は県内事業者に限る)
- ② 通訳支援に関する費用  
**県内の地域国際化協会、  
通訳サービス提供者**(オンラインを除く)

## 上限額

- ① 日本語教育に関する費用のうち
  - ・日本語講座の受講料 (テキスト代含む)  
**25,000円/人**
  - ・日本語学校の授業料・入学金等  
**250,000円/人**
- ② 通訳支援に関する費用のうち
  - ・県内の地域国際化協会が実施  
**15,000円/回**
  - ・上記以外の事業者が実施  
**25,000円/回**

## 申請期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに利用したものが対象となります。詳細はお問い合わせください。

## その他

**みやぎ外国人相談センター**では、新型コロナウイルス感染症に関する相談をはじめ、**多言語で様々な相談に対応**できますので、お気軽にお問い合わせください。

みやぎ外国人相談センター ☎022-275-9990

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部国際政策課

☎ 022-211-2972 ✉ [kokusaik@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kokusaik@pref.miyagi.lg.jp)

交付要綱は  
QRコードから

